

豊福政第2250号
令和2年(2020年)10月23日

市内指定介護保険サービス事業所 管理者 様
市内住宅型有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様
市内軽費老人ホーム 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点の改正について（通知）

日頃より、本市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

厚生労働省から令和2年(2020年)4月7日付で「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」が発出されていますが、時間経過とともに新型コロナウイルス感染症による対応も変化し、より具体的な対応が示されるようになった結果、前述の4月7日付事務連絡の内容のうち、面会に関する内容等が改正されました。

つきましては、貴施設・事業所におかれましては、令和2年(2020年)10月15日付で発出された「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」等をご確認のうえ、適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<資料>

1. 介護保険最新情報 Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年(2020年)10月15日付、厚生労働省事務連絡）
2. 介護保険最新情報 Vol.882「医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について」（令和2年(2020年)10月16日付、厚生労働省事務連絡）

【問合せ先】

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL 06-6858-2838 FAX 06-6858-3146